

ハイライト:

・新型コロナウイルス対策として個人が関係する施策を取り上げます。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶 1

新型コロナウイルス
対策として個人が関
係する施策について

- ・助成金 1
- ・寄附金控除 2
- ・住宅ローン控除 2

緊急事態宣言は解除となったものの、まだまだ油断できない状況です。感染には十分気をつけてお過ごしください。第82号では、新型コロナウイルス対策として個人が受給する助成金等の課税関係を中心に取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

新型コロナウイルス対策として個人が関係する施策について

国税庁HPの「国税における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ(令和2年5月29日更新)」が公表されており、この中からいくつかご紹介いたします。

○個人が国や地方公共団体から給付された助成金に対する課税関係のうち主なもの

非課税	<ul style="list-style-type: none">・雇用保険の失業等給付・児童手当・特別定額給付金★・子育て世帯への臨時特別給付金★・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券★・東京都のベビーシッター利用支援事業における助成★
課税	<ul style="list-style-type: none">・小学校休業等対応助成金★・小学校休業等対応支援金★・雇用調整助成金★・持続化給付金★・東京都の感染拡大防止協力金★・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における割引券(通常時)・東京都のベビーシッター利用支援事業における助成(通常時)

(注) ★はコロナウィルス感染症等の影響に関連して創設等された助成金制度。

助成金とは異なりますが、従業員が事業主から支給される休業手当は給与として課税されます。

そのほかのFAQの内容としては、

○学生が大学から助成金を受給した場合の課税関係については以下のとおり整理されています。

非課税	・学費を賄うために支給された支援金 ・感染症に感染した学生に対する見舞金 ・遠隔授業を受けるために供与されたパソコン等
課税	・生活費を賄うために支給された支援金 (一時所得として課税)



○寄附金控除

観客が令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間に開催予定であった文化芸術・スポーツイベントの中止等により生じた入場券等の払戻請求権の全部または一部の放棄を令和2年2月1日から令和3年12月31日までの期間(指定期間)内にした場合は、観客等がその年の指定期間内において放棄した部分の入場券等の払戻請求権の価額の合計額(最高20万円)については、寄附金控除の対象(所得控除・税額控除)とすることとされました。

この特例の適用を受けるには、放棄した年の翌年の確定申告において、次の書類を添付する必要があります。主催者からの交付を忘れずに受けてください。

- ・指定行事認定証明書(当該文化芸術・スポーツイベントが政府からの要請を受けて中止等されたものであることを文部科学大臣が指定したことを証する書類)の写し
- ・払戻請求権放棄証明書(放棄した入場券等の払戻請求権の価額を証する書類)

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！

<http://naka-cpa.my.coocan.jp/>

○住宅ローン控除の適用要件の弾力化

①中古住宅を取得した後、その住宅に入居することなく増改築工事を行った場合の住宅ローン控除については、新型コロナウイルス感染拡大防止の措置の影響によって工事が遅延し、その結果入居時期が適用要件である取得の日から6ヶ月以内の入居期限を満たさないこととなった場合でも、次の要件を満たすときはその適用を受けることができます。

- ・一定の期日^{※1}までに増改築の契約を締結していること
- ・増改築等の終了後6ヶ月以内に中古住宅に入居していること
- ・令和3年12月31日までに中古住宅に入居していること

※1 一定の期日とは、中古住宅の取得をした日から5ヶ月を経過する日又は新型コロナウイルス特法施行の日(令和2年4月30日)から2ヶ月を経過する日のいずれか遅い日。

②住宅ローン控除期間13年の特例措置については、①と同様に新型コロナウイルス感染拡大防止の措置の影響により、令和2年12月31日までに入居できなかった場合でも、次の要件を満たせば適用可能です。

- ・一定の期日^{※2}までに、住宅取得に係る契約を締結していること
- ・令和3年12月31日までに住宅に入居していること

※2 新築については令和2年9月末、中古住宅の取得・増改築については令和2年11月末。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15 -ウイン青山1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル3F

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp